

希望番号予約業務運営要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務運営要領は、平成9年8月4日付自管第60号運輸省自動車交通局長通達及び同年同日付自管第61号運輸省技術安全部管理課長通達（以下「通達」という。）に基づき、自動車登録番号標交付代行者である一般社団法人 岐阜県自動車会議所（以下「会議所」という。）が行う希望番号の予約業務の実施の方法について基本的事項を定め、以て業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

(事業場の所在地)

第2条 会議所が、希望番号の予約を行う事業場（以下「予約センター」という。）の所在地は、次の通りです。

岐阜市日置江 2648 番地の 2（一般社団法人岐阜県自動車会議所内）

高山市新宮町 830 番の 7（一般社団法人岐阜県自動車会議所飛騨事務所内）

- 2 上記事務所内にある予約センターで、所管する地域内に使用の本拠の位置がある自動車の希望番号の予約、交付等の業務を行います。

(業務取扱日)

第3条 予約センターにおいては、次に掲げる日を除き業務を取り扱います。

- 1) 日曜日及び土曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(業務受付時間)

第4条 予約センターの業務受付時間は、次の通りです。

午前 8時45分から11時45分まで

午後 1時から4時30分まで

- 2 予約センターは、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、業務受付時間を変更することがあります。
- 3 インターネットによる業務受付は、第1項の規定にかかわらず24時間365日利用可能とします。

第2章 希望番号の予約業務

(予約業務の管理法)

第5条 予約センターは、予約業務を公正、的確かつ迅速に行うため、電子情報処理組織により管理運営に当たります。

- 2 前項の電子情報処理組織は、無停電電源装置を備えるほか、大規模災害等緊急時にも速やかに復旧し得る機能を保有するものとします。

(希望番号の対象と種類)

第6条 希望番号予約の対象は、自動車登録番号のうち、自動車登録規則（以下「規則」という。）第13条第4号に掲げる四桁以下のアラビア数字（以下「番号」という。）です。

- 2 希望番号は、抽選対象とする番号（以下「抽選対象希望番号」という。）およびそれ以外の番号（以下「一般希望番号」という。）の2種類とします。

(希望番号の申込の受付等)

第7条 希望番号の申込の方法には、予約センターに出向いて申し込む方法、郵送等により申し込む方法があります。

- 2 予約センターに出向いて申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって予約センターに申し込む。

- (1) 予約センターにおいて配布する所定のOCR式申込書（別紙様式1）に所要事項を記入のうえ、予約センターの窓口を持参して申し込む。
- (2) 希望番号システム指定のファイル形式で、所要事項を入力したファイルを可搬記憶媒体（USBメモリー）に格納し、予約センターの窓口を持参して申し込む。
- (3) 希望番号システムの提供する希望番号申込書作成ツールを用いて所要事項を入力のうえ印刷した二次元バーコード付き申込書を予約センターの窓口を持参して申し込む。

- 3 郵送等により申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって予約センターに申し込む。

- (1) 希望番号申込書に所要事項を記入の上いずれかを添えて郵送する。
 - ① 自動車検査証（写）
 - ② 登録識別情報等通知書（抹消登録証明書）（写）
 - ③ 保安基準適合証（写）
 - ④ 自動車予備検査証（写）
 - ⑤ 完成検査終了証（写）
- (2) 希望番号（抽選・一般）送付申込代行依頼書（別紙様式2）に所要事項を記入のうえ、前号の①から⑤までのいずれかを添えて、郵送又はFAXで送信する。

- 4 インターネットにより申し込む方法

インターネットにより希望番号予約受付システムに接続し、所要事項を入力して申し込む。

- 5 次に掲げる場合は、予約申込の受け付けをしません。

- (1) 管轄外の地域に係る希望番号の申込があったとき
- (2) 自動車の使用者の氏名又は名称の記入がないとき

- (3) 車台番号の記入がないとき
 - (4) その他申込書の記入欄に所要事項の記入がないとき
 - (5) 抽選対象希望番号については、同一の車台番号の自動車について重複して申込があったとき
 - (6) その他定められた手続きによらない申込があったとき
- 6 登録申請の際に次の事項が希望番号の予約の申込の際と異なっている場合は、希望番号による登録ができません。
- (1) 自動車の使用者の氏名又は名称及び車台番号
 - (2) 車種分類、用途又は標板の大きさ

(抽選対象希望番号)

第8条 抽選対象希望番号は、次の22通りとし、自家用自動車（規則別表第三第2号に掲げる自動車をいう）について予約申込を受け付けます。

1	※3	※5	7	8
※11	88	※55	333	555
777	888	1111	※1122	※1188
2019	2020	3333	5555	7777
※8008	8888			

(※ は岐阜管轄のみ)

その他の自動車については、すべての番号を一般希望番号の取扱とし、抽選対象希望番号の取扱はありません。

- 2 抽選対象希望番号の申込を受け付けた場合は、抽選年月日及び有効期間（抽選年月日から起算して6業務取扱日までの期間）等を記入した抽選対象希望番号受付証（以下「受付証」という。別紙様式3）を、交付します。

ただし、前条第3項の郵送等により受け付けた場合は、電話及びFAX等により受付証に記載された事項をお知らせします。

また、インターネットにより受け付けた場合は、申込完了メールで受付番号をお知らせします。

- 3 抽選対象希望番号については毎週月曜日午前0時を定例日時として、前週に受け付けたものについて抽選を行います。

- 4 一回の抽選における当選数は、以下のとおりとします。

(1) 次の15通りの抽選対象希望番号については、原則4個以上とします。

ただし、小型乗用車及び小型貨物車にあつては、原則8個以上とします。

1	7	8	333	555	777
888	1111	※1122	2019	2020	3333
5555	7777	8888			

(※ 岐阜管轄のみ)

上記15通りのうち次の抽選希望番号について普通乗用にあつては4個とします。

1		
---	--	--

上記15通りのうち次の抽選希望番号について普通乗用にあつては2個とします。

8		
---	--	--

(2) 次の抽選対象希望番号については、原則2個以上とします。ただし小型乗用車及び小型貨物車にあつては原則4個以上とします。

※ 3	※ 5	※ 11	※ 55	88
※8008	※1188			

(※は岐阜管轄のみ)

上記7通りのうち次の抽選希望番号について普通乗用にあつては、3は4個、5は2個とします。

※ 3	※ 5	
-----	-----	--

- 5 抽選は、中央センターにおいて電子情報組織により乱数表を利用して機械的に行います。
- 6 抽選結果は、予約センターに掲示します。
なお、前条第3項の郵送等による申込者には、抽選結果をFAX及び電話等によりお知らせします。
また、前条第4項のインターネットによる申込者には、抽選結果をメールでお知らせします。
- 7 抽選対象希望番号の当選者には、受付証に記入されている有効期間内に当該受付証と引き換えに、自動車登録番号標の交付可能年月日を記入した希望番号予約済証（以下「予約済証」という。別紙様式4）を交付します。
- 8 予約済証の交付を受けないまま受付証に記入されている有効期間を経過した場合は、当選を無効とし、受付証は失効とします。
- 9 インターネットによる申込者は、完了メールで指定した有効期間内に交付手数料を納付しなければ当選は無効とします。また、予約済証は第11条第3項の規定により交付します。

(一般希望番号)

第9条 一般希望番号は、すべての登録自動車について予約申込を受け付けます。

2 一般希望番号は、当該番号が払底しない限り申し込みを受け付けます。

(希望登録番号の払出方法)

第10条 自動車の種別及び用途による分類番号を表示する三桁のアラビア数字及び

運送用か事業用かどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字については、平成17年3月31日付自管第190号国土交通省自動車交通局技術安全部管理課長通達に準じて処理します。

(予約に伴う交付手数料等の收受)

第11条 予約済証を交付するときは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第27条の規定により許可を受けた希望番号標の交付手数料を申し受けます。

2 第7条第3項に規定する郵送等による申し込みの場合は、申し込みの時に、前項の交付手数料及び所定の郵送事務手数料を申し受けます。ただし、抽選対象希望番号については、抽選の結果当選したときに前項の交付手数料及び所定の郵送事務手数料を申し受けます。

3 第7条第4項に規定するインターネットによる申し込みの場合は、申込完了メールで指定する方法により第1項の交付手数料を申し受けます。

ただし、抽選対象希望番号については、抽選の結果、当選した時に抽選結果メールで指定する方法により第1項の交付手数料を申し受けます。

また、予約済証は申込完了メールに記載されている受付番号を記入した別紙様式1のOCR式申込書、又は希望番号システムから提供を受けた二次元バーコードを交付可能期間内に予約センター窓口に提出又は提示されたとき交付します。

(自動車登録番号標の製作及び納品)

第12条 予約が完了したときは、直ちに自動車登録番号標の製作者に当該番号標の製作を依頼し、予約済証に記入された交付可能年月日の前日までの納品を指示します。

2 納品された自動車登録番号標は、予約センター内の専用保管庫に仕分け整理して収納します。

3 自動車登録番号標の交付可能年月日は、予約センターに掲示します。

第3章 自動車登録番号標の交付

(自動車登録番号標の交付)

第13条 自動車登録番号標は、予約済証に記入された交付可能年月日以降、適正な登録手続きが行われた後、予約センターで予約済証と引き換えに交付します。

2 予約センターは、回収した予約済証を1ヶ月まとめて、速やかに岐阜運輸支局長(飛騨事務所にあつては飛騨自動車検査登録事務局長)に送付します。

(予約済証の有効期間)

第14条 予約済証に記入された有効期間(交付可能年月日から起算して1ヶ月)を経過したときは、予約は失効とします。

2 前項の場合は、当該自動車登録番号標を道路運送車両法施行規則第9条の規定の準じる方法により直ちに廃棄します。

(解約等の場合の交付手数料)

第15条 予約が完了した後、申込者の都合により解約された場合、第7条6項により希望登録番号による登録ができなかった場合または第14条により予約が失効し希望登録番号による登録ができなかった場合は、第11条により収受した交付手数料は返還しません。

第4章 雑 則

(受付証又は予約済証の再発行)

第16条 受付証又は予約済証を滅失し、き損し、又は識別が困難となった場合は、OCR式(別紙様式1)または所定の申込書に所要事項を記入のうえ、予約センターの窓口を持参し再発行を申し込むものについてこれを受け付けます。

2 前項の申込みを受け付けた場合は、所定の事項を確認のうえ、受付証または、予約済証を再発行します。再発行したときは、所定の再発行手数料を申し受けま
す。

(予約済証再発行の郵送等による申込受付)

第16条の2 予約済証の郵送等による再発行の申込みは、次のいずれかの方法によ
って予約センターに申し込むものについて、これを受け付けます。

(1) 希望番号申込書に所要事項を記入のうえ、次のいずれかを添えて郵送する。

- ① 自動車検査証(写)
- ② 登録識別情報等通知書(抹消登録証明書)(写)
- ③ 保安基準適合証(写)
- ④ 自動車予備検査証(写)
- ⑤ 完成検査証(写)

(2) 希望番号(抽選・一般)送付申込代行依頼書に所要事項を記入のうえ、前
号の①から⑤までのいずれかを添えて、郵送又はFAXで送信する。

2 前項の規定による申込の場合は、前条第2項の再発行手数料及び所定の郵送事
務手数料を申し受けま

3 第1項の申込を受けた場合は、所定の事項を確認のうえ、前項の手数料の入金
を確認した後、予約済証を再発行します。

(解約等に係る希望登録番号の扱い)

第17条 第15条に規定する解約等の場合の予約済証に係る希望登録番号につい
ては、相当期間経過後再利用に供することにします。

(業務運営要領の公表)

第18条 この業務運営要領は予約センターに掲示します。

- 附則
この業務運営要領は、平成11年 5月 6日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成13年 1月 4日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成16年 5月 6日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成17年 5月 6日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成18年 5月 8日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成21年 5月 7日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成24年 5月 7日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成26年 5月 7日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成26年 6月 9日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成26年 9月29日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成27年 8月31日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成28年 6月13日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成29年 2月13日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成29年 7月31日から適用する。
- 附則
この業務運営要領は、平成29年 8月21日から適用する。

希望番号申込書 受付証又は予約済証再発行申込書

様式 1

014

申込者氏名	希望番号	申込日	申込時間	申込場所
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
申込理由	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者住所	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者電話番号	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者職業	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者年齢	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者性別	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者印	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者住所	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者電話番号	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者職業	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者年齢	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			
申込者性別	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>			

申込者の氏名又は名称：

電話番号： 申込日： 年 月 日

抽選受付証

様式 3

033

[寄付金 ¥1,000]

再発行年月日 平成 99年 9月 9日
受付年月日 平成 99年 9月 9日


受付番号	抽選年月日	有効期限			
0000001	平成 99年 9月 9日	平成 99年 9月 9日 まで			
*有効期限を過ぎるとこの受付証は無効となります。					
標板地名	車種分類	用途	希望番号	標板の種類	標板の大きさ枚数
築地	普通乗用 (3ナンバー)	自家用	7777	ペイント	中型2枚
車台番号	ABC-1234567890123456789			自動車検査簿に記載されている登録番号・車両番号 築地 301 う 1010	
使用者の 氏名又は名称	希望 太郎			999999	

【注意事項】

1. 当選者は有効期限までに、この受付証と引換えに予約済証を受領しないと当選が無効となります。
2. 抽選日が休日の場合は、翌業務取扱日から予約済証の受領が可能となります。
3. この受付証は紛失が検取りますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。
4. 記載内容については、間違いのないことを必ず確認して下さい。
5. 抽選結果は下記の発行機関の掲示板に提示します。
また、下記のURLからインターネットによる確認、及び右下の二次元バーコード読取により携帯電話から確認することもできます。
6. この受付証が滅失し、盗損し、又はその識別が困難となった場合は、再発行を受けることができます。なお、この場合は、再発行手数料を申し受けます。
7. 抽選番号の申込は、同一の週内に、同一の車台番号で重複してすることはできません。
8. 記入された個人情報、希望番号の予約業務以外には使用いたしません。

ABC123456 [本]

携帯電話からの
結果照会はこちら↓



発行機関名： (財)希望番号財団 築地支所 希望番号申込URL <http://www.kibou-number.jp/>

図9. 3-3 抽選受付証

希望番号予約済証

様式 4

043

[寄付金 ¥1,000]

再発行年月日 平成 99年 9月 9日
申込年月日 平成 99年 9月 9日

受付番号	交付可能年月日	有効期限		
0000001	平成 99年 9月 9日	平成 99年 9月 9日 まで		
*有効期限を過ぎるとこの予約済証は無効となります。				
希望番号	車種分類	用途	標板の種類	標板の大きさ枚数
尾張小牧 330 あ 1234	普通乗用	自家用	ペイント	中型2枚
車台番号	ABC-1234567890123456789			自動車検査簿に記載されている登録番号・車両番号 築地 301 う 1010
使用者の 氏名又は名称	希望 太郎			999999

【注意事項】

1. 交付可能年月日以降、有効期限までに適正な登録又は届出の手続きを行わない場合、この予約済証は無効となります。
2. 予約済証が無効になった場合、運輸支局等又は軽自動車検査協会が希望番号による登録又は届出ができなかった場合及び申込者の都合により解約した場合、申し受けた交付手数料は返戻しません。
3. この予約済証は、登録申請又は届出の際及び自動車番号簿の交付を受ける際に必要となりますので、必ずご持参ください。
4. この予約済証は紛失が検取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。
5. 記載内容については、間違いのないことを必ず確認して下さい。
6. 登録申請又は届出の際、車台番号、使用者の氏名又は名称、車種分類、用途又は標板の大きさが異なる場合は、希望番号による登録又は届出ができません。
7. この予約済証が滅失し、盗損し、又はその識別が困難となった場合は、再発行を受けることができます。なお、この場合は、再発行手数料を申し受けます。
8. 記入された個人情報、希望番号の予約業務及び希望番号標板の交付業務以外には使用いたしません。

ABC123456 [本]

電話番号： 0000-0000-0001

発行機関名： (財)希望番号財団 築地支所

図9. 3-4 希望番号予約済証

希望番号(抽選・一般)送付申込代行依頼書(様式2)

①自動車種別

1.登録自動車

②車種分類

1.普通貨物 5.小型乗用
2.普通乗合 8.特種自動車
3.普通乗用 9.大型特殊
4.小型貨物 0.大型特殊
(建設機械)

構造変更する場合は、変更後の車種分類

③用途

1.自家用
2.事業用
3.貸渡
4.よ
6.E H K M
7.Y

④標板の種類

01.ペイント
02.字光
03.ラグビー寄付あり図柄
04.ラグビー寄付なし図柄
05.オリ・パラ寄付あり図柄
06.オリ・パラ寄付なし図柄
07.オリ寄付あり図柄
08.オリ寄付なし図柄
09.パラ寄付あり図柄
10.パラ寄付なし図柄

⑤標板の大きさと枚数

1.大型1枚
2.大型2枚
3.中型1枚
4.中型2枚

⑥希望番号

--	--	--	--

申込できるのは、自動車登録番号の4桁以下のアラビア数字に限られます。

大型・・・大型トラック・大型バス等で車両総重量8t以上、最大積載量5t以上、又は乗車定員30人以上いずれかにあてはまるもの。

中型・・・上記以外のもの(3ナンバー、4ナンバー、5ナンバーの大きさ)
枚数・・・トレーラーや三輪車以外は、前後合わせて「2枚」必要です。

⑦車台番号(全桁記入、アルファベットにはアンダーラインを引いてください。)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⑧使用者の氏名又は名称(同時に名称変更する場合は新使用者を記入)

運輸支局で登録申請の際、記入された車台番号、使用者の氏名又は名称が異なる場合は希望番号による登録ができません。

⑨自動車検査証に記載されている登録番号(現在のナンバー) ※新車以外は必ず記入して下さい

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⑩使用の本拠の位置

岐阜県 (市・郡)

※ 寄付される方のみご記入下さい

⑪寄付者の氏名又は名称(原則、新車検査の所有者、または使用者の方)

⑫寄付者の住所 〒

--	--	--	--	--	--	--	--

⑬寄付金額

--	--	--	--	--	--	--	--

円

⑭寄付金受領証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申込者氏名及び連絡先 〒

--	--	--	--	--	--	--	--

住所 _____

氏名 _____

TEL _____
(平日の9時から16時に連絡の取れる番号を記入)

FAX _____

・希望番号予約済証の送付(着払い)

する ・ しない

・交付手数料の領収書の宛名

申込者 ・ 使用者 ・ ()

・代行手数料の領収書の宛名

申込者 ・ 使用者 ・ ()

手引書 1

抽選対象希望番号

...	...1	...3	...5	...7	
...8	..11	..55	..88	・333	・555
・777	・888	1111	1122	1188	2019
2020	3333	5555	7777	8008	8888

手順

① 希望番号（抽選・一般）送付申込代行依頼書に必要事項を記入の上、自動車検査証又は登録識別情報通知書（一時抹消登録証明書）のどちらか1通を添付しFAXして下さい。

② **抽選希望番号**・申込時に代行手数料**510円**をお振込み下さい。書類及び代行料の入金が確認でき次第「抽選対象希望番号受付証」を発行します。

抽選は毎週月曜日です。落選されても3ヶ月は継続して受付いたします
・（尚、途中で抽選番号の申込をキャンセルされた場合でも代行手数料の510円は返金致しません）

・当選されてから標板交付手数料の入金をお願いいたします。入金確認後「抽選対象希望番号受付証」から「希望番号予約済証」に切り替えます。

一般希望番号・書類及び各手数料の確認ができ次第「希望番号予約済証」を発行します。

③ 午後3時までに必要書類が希望番号予約センターに到着し、標板交付手数料の入金が確認できた日に「希望番号予約済証」を発行し、記載内容を電話とFAXで確認させていただきます。

④ 「希望番号予約済証」は予約センター（13番窓口）で領収書と共にお預かりしております。

備考

希望番号予約済証に記載される交付可能日は、標板交付手数料及び代行手数料の入金を確認
・ した日を入れて土日祝日を除き4営業日（ラグビーナンバープレートは10営業日）となります。

・ 「希望番号予約済証」に記載の交付可能日以降、有効期限までに必要書類に添付し運輸支局等に登録申請を行ってください。

希望番号は一度申込みされるとキャンセル出来ません。但し当日の16時までは車台番号、
・ 旧登録番号を除き訂正可能です。（例：希望する4桁の番号、使用者名、車種分類番号等）
尚、新車新規の場合は、車台番号の変更も可能です。

・ 失効又はキャンセル等による手数料の返金は一切出来ませんのでご了承ください。